

# 「外国投資証券」に係る有価証券届出書の様式

## 第四号の四様式

### 有 価 証 券 届 出 書(1)

関東財務局長 殿

平成 年 月 日提出

発 行 者 名  
代 表 者 の 役 職 氏 名(2)  
署 名  
本 店 の 所 在 の 場 所  
代 理 人 の 氏 名 又 は 名 称(3)  
署 名(4)  
代 理 人 の 住 所 又 は 所 在 地  
事 務 連 絡 者 氏 名 (5)  
連 絡 場 所  
電 話 番 号

印

届出の対象とした募集又は売出し

募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称

募集（売出）外国投資証券の形態及び金額(6)

有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所

名 称 所在地

（本書面の枚数 表紙共 枚）

（日本工業規格 A 4 210×297ミリメートル）

### 第一部 証券情報

#### 第1 外国投資証券（投資法人債券を除く。）

- (1) 外国投資法人の名称
- (2) 外国投資証券の形態等(7)
- (3) 発行（売出）数(8)
- (4) 発行（売出）価額の総額(9)
- (5) 発行（売出）価格(10)
- (6) 申込手数料(11)
- (7) 申込単位
- (8) 申込期間
- (9) 申込証拠金
- (10) 申込取扱場所(12)
- (11) 払込期日
- (12) 払込取扱場所(13)
- (13) 手取金の使途(14)
- (14) その他(15)

#### 第2 外国投資法人債券

- (1) 銘柄
- (2) 外国投資法人債券の形態等(16)
- (3) 券面総額

- (4) 各外国投資法人債の金額
- (5) 発行（売出）価額の総額(9)
- (6) 発行（売出）価格(10)
- (7) 利率
- (8) 利払日及び利息支払の方法
- (9) 償還期限及び償還の方法
- (10) 募集の方法
- (11) 申込証拠金
- (12) 申込期間
- (13) 申込取扱場所(12)
- (14) 払込期日
- (15) 払込取扱場所(13)
- (16) 外国投資法人債管理会社又は外国投資法人債の管理会社(17)
- (17) 登録機関に関する事項
- (18) 外国投資法人の登録年月日及び登録番号
- (19) 手取金の使途(14)
- (20) その他(15)

## 第二部 発行者情報

### 第1 外国投資法人の状況

#### 1 外国投資法人の概況

- (1) 主要な経営指標等の推移(18)
- (2) 外国投資法人の目的及び基本的性格(19)
- (3) 外国投資法人の沿革(20)
- (4) 外国投資法人の仕組み(21)
- (5) 外国投資法人の出資総額(22)
- (6) 外国投資法人の機構(23)
- (7) 主要な投資主の状況(24)
- (8) 役員の状況(25)
- (9) 外国投資法人に係る法制度の概要(26)
- (10) 監督官庁の概要(27)
- (11) その他(28)

#### 2 投資方針

- (1) 投資方針(29)
- (2) 投資対象(30)
- (3) 分配方針(31)
- (4) 投資制限(32)

#### 3 投資リスク(33)

#### 4 手数料等及び税金(34)

- (1) 申込手数料(35)
- (2) 買戻し手数料(36)
- (3) 管理報酬等(37)
- (4) その他の手数料等(38)
- (5) 課税上の取扱い(39)

#### 5 運用状況

- (1) 投資状況(40)
- (2) 運用実績(41)
  - 純資産等の推移(42)
  - 分配の推移(43)
  - 自己資本利益率（収益率）の推移(44)

(3) 販売及び買戻しの実績(45)

## 6 管理及び運営

### (1) 資産管理等の概要

資産の評価(46)

申込(販売)手続等(47)

買戻し手続等(48)

保管(49)

存続期間(50)

計算期間(51)

その他(52)

### (2) 利害関係人との取引制限(53)

### (3) 投資主・外国投資法人債権者の権利等

投資主・外国投資法人債権者の権利等(54)

為替管理上の取扱い(55)

本邦における代理人(56)

裁判管轄等(57)

## 第2 関係法人の状況

### 1 資産運用会社の概況

(1) 名称、資本の額及び事業の内容(58)

(2) 運用体制(59)

(3) 大株主の状況(60)

(4) 役員の状況(61)

(5) 事業の内容及び営業の概況(62)

### 2 その他の関係法人の概況

(1) 名称、資本の額及び事業の内容(63)

(2) 関係業務の概要(64)

(3) 資本関係(65)

## 第3 外国投資法人の経理状況(66)

### 1 財務諸表

(イ) 貸借対照表(67)

(ロ) 損益計算書(68)

(ハ) 投資有価証券明細表等(69)

投資株式明細表(70)

株式以外の投資有価証券等明細表(71)

投資不動産明細表(72)

その他資産明細表(73)

借入金明細表(74)

### 2 投資法人の現況(75)

純資産額計算書

平成 年 月 日

資産総額

負債総額

純資産総額( - )

発行済数量

1単位当たり純資産額( / )

### 第4 その他(76)

## 第三部 外国投資証券事務の概要(77)

## 第四部 特別情報

### 第1 投資信託制度の概要(78)

## 第2 外国投資証券の様式(79)

### (記載上の注意)

#### (1) 一般的事項

- a 有価証券届出書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。  
また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。
- b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。
- c 記載事項のうち金額に関する事項について、本邦通貨以外の通貨建ての金額により表示する場合には、主要な事項について本邦通貨に換算した金額を併記すること。
- d 本邦通貨以外の通貨建て金額を本邦通貨に換算する場合には、換算に当たって採用した換算の基準を注記すること。
- e 会社名、人名等の記載に当たっては、原語名を付記すること。
- f この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- g 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、有価証券届出書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
- h 当該届出に係る特定有価証券が特定預託証券である場合には、第四号様式の「記載上の注意」(1)eに準じて記載すること。
- i 有価証券届出書が当該有価証券届出書の提出により募集又は売出しをしようとする外国投資証券に係る外国投資法人の状況等に関する有価証券報告書、半期報告書若しくは臨時報告書又はこれらの訂正報告書(以下この様式において「継続開示書類」という。)と併せて提出される場合には、当該有価証券届出書の記載事項のうち当該継続開示書類の記載事項とその内容が重複するものについては、当該継続開示書類におけるその記載箇所を当該有価証券届出書に示すことにより、当該記載事項を記載したこととする。  
この場合、当該継続開示書類は当該有価証券届出書の末尾に添付し、当該有価証券届出書の表紙その他の見やすい箇所にその旨を分かりやすく記載すること。

#### (2) 代表者の役職氏名

- a 当該届出について、正当な権限を有する者の役職氏名を記載すること。
- b 外国投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第29項に規定する外国投資法人をいう。以下この様式、第七号の四様式及び第十号の四様式において同じ。)設立の場合にあっては、発起人全員の氏名を記載すること。

#### (3) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者であって、当該届出に関する一切の行為につき当該発行者を代理する権限を有するものの氏名又は名称を記載すること。

#### (4) 署名

代理人が法人である場合には、その代表者が署名すること。

#### (5) 事務連絡者氏名

本邦内に住所を有する者であって、関東財務局長から命令、指示又は連絡を受けるものの氏名を記載すること。

#### (6) 募集(売出)外国投資証券の形態及び金額

- a 当該届出により募集又は売出しをしようとする外国投資証券の形態(投資証券に類するもの、投資法人債券に類するもの(以下この様式において「外国投資法人債券」という。)の別等)及び当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。
- b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しない有価証券届出書を提出する場合には、有価証券届出書提出

日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(7) 外国投資証券の形態等

- a 記名・無記名の別、単位型・追加型の別等を記載すること。
- b 当該届出に係る外国投資証券について、届出投資法人の申込みにより格付（指定格付機関（企業内容等の開示に関する内閣府令第1条第13号の2に規定する指定格付機関をいう。以下この様式において同じ。）から取得するものに限る。）を取得する場合には、当該格付、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「格付は取得していない」旨記載すること。

(8) 発行（売出）数

当該届出により募集又は売出しをしようとする外国投資証券の当該募集又は売出しごとの発行数又は売出数を記載すること。

(9) 発行（売出）価額の総額

- a 当該届出により募集又は売出しをしようとする外国投資証券の当該募集又は売出しごとの発行価額の総額又は売出価額の総額を記載すること。
- b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有効証券届出書を提出する場合には、有効証券届出書提出日現在におけるこれらの総額の見込額を記載し、その旨を注記すること。

(10) 発行（売出）価格

- a 外国投資法人債券については、券面金額100円についての発行価格又は売出価格を記載すること。  
なお、「発行価格」又は「売出価格」が変動する場合には、具体的な「発行価格」又は「売出価格」についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。
- b 「発行価格」又は「売出価格」を記載しないで有効証券届出書を提出する場合には、その決定予定時期及び具体的な決定方法を注記すること。

(11) 申込手数料

手数料の記載に当たっては、具体的な手数料の金額又は料率の記載に代えて、手数料の金額又は料率の上限のみを記載することができる。この場合には、具体的な手数料の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。

(12) 申込取扱場所

申込取扱場所の記載に当たっては、具体的な申込取扱場所の記載に代えて、申込取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。

(13) 払込取扱場所

払込取扱場所の記載に当たっては、具体的な払込取扱場所の記載に代えて、払込取扱場所についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項のみを記載することができる。

(14) 手取金の使途

新規発行による手取金の使途について、その内容及び金額を具体的に記載すること。

(15) その他

- a 元引受契約、売出しの委託契約等の内容等について、その概要を記載すること。この場合において、元引受契約、売出しの委託契約を締結する予定のものを含めて記載することとし、これらの事項の決定予定時期を注記すること。
- b 申込みの方法、申込証拠金の利息、申込証拠金の投資法人への振替、その他申込み等に関し必要な事項を記載すること。
- c 当該募集又は売出しと同時に、本邦以外の地域において当該内国投資信託証券の発行が行われる場合には、その発行数、発行価額の総額等について記載すること。
- d 会社設立に際し特記すべき事項がある場合には、その概要を記載すること。

(16) 外国投資法人債券の形態等

(7)に準じて記載すること。

(17) 外国投資法人債管理会社又は外国投資法人債を管理する会社

- a 外国投資法人債管理会社又は外国投資法人債の管理会社（以下この様式において「外国投資法人債管理会社等」という。）の名称及び住所並びに委託の条件（外国投資法人債管理会社等に支払う手数料等）を記載すること。
  - b 外国投資法人債管理会社等が決定していない場合には、委託契約を締結する予定の外国投資法人債管理会社等を記載すること。
  - c 「外国投資法人債管理会社等の名称及び住所」又は「委託の条件」を記載しないで届出書を提出する場合には、これらの決定時期を注記すること。
- (18) 主要な経営指標等の推移
- 直近5計算期間（6月を1計算期間とする外国投資法人（第23条ただし書の規定により、休日の翌日を計算期間の末日とすることとしている投資法人を含む。以下同じ。）にあっては、10計算期間）に係る主要な経営指標等の推移について、第四号の三様式の「記載上の注意」（14）に準じて記載すること。
- (19) 外国投資法人の目的及び基本的性格
- a 規約（その他これに類するものを含む。以下この様式において同じ。）に記載された外国投資法人の目的及び基本的性格について具体的に記載すること。
  - b 外国投資法人の特色について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- (20) 外国投資法人の沿革
- 設立経緯、商号の変更、合併、基本的性格の変更等主な変遷について記載すること。
- (21) 外国投資法人の仕組み
- a 外国投資法人の仕組みについて図表等を用いて分かりやすく記載すること。
  - b 外国投資法人及び外国投資法人の関係法人（資産の運用を行う委託会社（以下この様式において「資産運用委託会社」という。）又は投資顧問会社、資産保管会社、一般事務受託者、投資法人債管理会社等、販売会社等をいう。以下この様式において同じ。）の名称（販売会社については記載しないことができる。）及び運営上の役割並びに関係等の内容（投資法人が関係法人と締結している契約等の概要を含む。）について分かりやすく記載すること。
- (22) 外国投資法人の出資総額
- 有価証券届出書提出日の直近日現在の外国投資法人の出資総額、外国投資法人が発行する投資口の総口数及び発行済投資口総数を記載すること。
- なお、最近5年間における出資総額及び発行済総投資口数の増減についても併せて記載すること。
- (23) 外国投資法人の機構
- 外国投資法人の機構について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。
- なお、投資運用の意思決定機構については、特に詳細に記載すること。
- (24) 主要な投資主の状況
- 有価証券届出書提出日の直近日現在における外国投資法人の投資主（所有投資口数の多い順に5名程度について、その氏名又は名称、住所並びに所有投資口数及び総投資口数に対する所有投資口数の比率を記載すること。
- (25) 役員 の状況
- 有価証券届出書提出日現在における外国投資法人の役員（設立中の投資法人にあっては設立企画人及び役員の候補者）の氏名、役職名、主要略歴及び所有投資口数（設立中の投資法人にあっては引受予定投資口数）を記載すること。
- (26) 外国投資法人に係る法制度の概要
- 準拠法の名称及びその主な内容を記載すること。
- (27) 監督官庁の概要
- 監督官庁の名称及び監督の主な内容を記載すること。
- (28) その他
- a 規約の変更、営業譲渡又は営業譲受、出資の状況その他の重要事項について記載すること。
  - b 訴訟事件その他投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実がある場合には、その内容を記載すること。

(29) 投資方針

外国投資法人の運用に関する基本的態度（投資態度、運用方針、運用の形態等）について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(30) 投資対象

- a 投資対象とする資産の種類、内容等を具体的に記載すること。
- b 投資基準及び種類別、地域別、業種別等による投資予定がある場合にはその割合等を記載すること。

(31) 分配方針

規約に規定された分配方針を記載すること。

(32) 投資制限

- a 法令又は規約に定められた投資制限についてその根拠及び内容を記載すること。
- b 有価証券の引受け、信用取引、借入れ、集中投資及び他のファンドへの投資についてその制限の有無並びに制限がある場合にはその根拠及び内容を記載すること。

(33) 投資リスク

- a 投資に関するリスクの特性について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。  
また、投資リスクに関する投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項を一括して分かりやすく記載すること。
- b 投資リスクに対する管理体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

(34) 手数料等

投資者が申込みから買戻しまでの間に直接的に、又は間接的に負担することとなる費用（税金は除く。以下この様式において「手数料等」という。）の記載に当たっては、具体的な手数料等の金額又は料率の記載に代えて、手数料等の金額又は料率の上限のみを記載することができる。この場合には、具体的な手数料等の金額又は料率についての投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を具体的に記載すること。

(35) 申込手数料

申込に係る手数料について、手数料の金額又は料率及びその徴収方法を記載すること。

(36) 買戻し手数料

買戻しに係る手数料について、手数料の金額又は料率及びその徴収方法を記載すること。

(37) 管理報酬等

投資法人から支払われる報酬及び手数料の金額又は料率を記載し、かつ、これらのうち主要なものについて、支払先ごとに、その算出方法、支払うべき金額又は料率、支払方法及び支払時期を記載すること。

(38) その他の手数料等

投資証券に係る手数料等のうち(1)から(3)までに掲げる手数料等以外の手数料等がある場合には、当該手数料等の金額又料率及びその徴収方法を記載すること。

(39) 課税上の取扱い

配当金（分配金）、解約代金等についての課税上の取扱いについて、分かりやすく記載すること。

(40) 投資状況

- a 有価証券届出書提出日の直近日現在の状況について記載すること。
- b 投資資産についてはその種類別（有価証券にあっては有価証券の種類、不動産にあっては用途等、有価証券及び不動産以外の資産（以下この様式において「その他の資産」という。）にあっては具体的な内容等による区分）及び地域別（有価証券にあっては発行地又は上場証券取引所等の地域別（国別又はこれに準ずる地域区分をいう。）、不動産にあっては物件の所在地の地域別、その他の資産にあっては当該資産について取引される取引所等、当該資産の取引の相手方の所在地若しくはこれに準ずる方法により区分した地域別）ごとに、価格（有価証券にあっては時価、不動産にあっては規約に規定された評価方法若しくは基準により評価された価格又は鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。）、その他の資産にあっては時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率（投資法人の資産総額に対する当該資産の価格の比率をいう。以下この様式において同じ。）を記載すること。
- c 負債総額及び資産総額に対する負債総額の比率並びに純資産総額及び資産総額に対する純資産総額の比率

を記載すること。

(41) 運用実績

運用実績の記載に当たっては、図表等により分かりやすく記載すること。

(42) 純資産等の推移

有価証券届出書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末及び直近10計算期間（6月を1計算期間とする外国投資法人にあっては、20計算期間）の各計算期間末について、外国投資法人の総資産額、純資産総額及び外国投資証券1単位当たりの純資産額を記載すること。この場合において、各月末又は各計算期間末に配当（分配）が行われているときは、配当（分配）付及び配当（分配）落の額を記載すること。なお、やむを得ない事情により各月末について記載することができない場合には、その旨及び理由を記載すること。

また、当該外国投資証券が証券取引所に上場されている場合には、証券取引所の市場相場及び当該証券取引所の名称を付記すること。

(43) 分配の推移

有価証券届出書提出日の直近10計算期間（6月を1計算期間とする外国投資法人にあっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、分配総額、外国投資証券1単位当たりの分配の額を記載すること。

(44) 自己資本利益率（収益率）の推移

有価証券届出書提出日の直近10計算期間（6月を1計算期間とする外国投資法人にあっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、自己資本利益率又は収益率（第四号様式の「記載上の注意」（31）に規定する収益率をいう。第七号の四様式及び第十号の四様式において同じ。）を記載すること。

(45) 販売及び買戻しの実績

有価証券届出書提出日の直近10計算期間（6月を1計算期間とする外国投資法人にあっては、20計算期間）について、各計算期間ごとに、販売数量及び買戻し数量（本邦外における販売又は買戻しの実績がある場合は、当該販売数量及び買戻し数量を内書きにすること。）を記載すること。

(46) 資産の評価

外国投資証券1単位当たりの純資産額についてその算出方法（投資有価証券、不動産その他の資産の評価を含む。）、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。

(47) 申込（販売）手続等

- a 外国投資証券の申込についてその手続及び受渡方法等を記載すること。
- b 生命保険契約等他の商品との組合せ販売及びその他特殊なサービスを伴う販売について、その内容を詳細に記載すること。
- c 外国投資証券1単位当たりの販売価格が外国投資証券1単位当たりの純資産額と異なる場合には、当該販売価格の算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。

(48) 買戻し手続等

- a 外国投資証券の買戻しについてその手続及び受渡方法等を記載すること。
- b 外国投資証券1単位当たりの換金価格についてその算出方法、算出頻度、投資者による照会方法及び当該照会に関し必要な事項を記載すること。

(49) 保管

外国投資証券の保管に関する事項を記載すること。

(50) 存続期間

外国投資法人の存続期間について記載すること。

(51) 計算期間

外国投資法人の計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。）について記載すること。

(52) その他

- a 増減資に関する制限、解散又は償還条件等について記載すること。
- b 規約の変更、関係法人との契約の更改等に関する手続、変更した場合の開示方法に関する事項その他重要事項を記載すること。

(53) 利害関係人との取引制限



外国投資法人及び関連会社の取締役又は主要株主との間の取引についての制限の有無並びに制限がある場合はその根拠及びその内容を記載すること。

(54) 投資主・外国投資法人債権者の権利

投資主総会又は外国投資法人債権者集会に関する権利、配当又は利息の受領権、償還金の受領権、当該外国投資証券の買戻し請求権その他の権利に関しその内容（権利の発生及び消滅時期を含む。）及び権利行使の手続について記載すること。

(55) 為替管理上の取扱い

分配金、売却代金等の送金についての為替管理上の取扱いについて記載すること。

(56) 本邦における代理人

本邦内に住所を有する者であって、裁判上及び裁判外において当該外国投資証券の発行者を代理する権限を有するものの有無並びに当該者がある場合にはその氏名又は名称、住所、権限の内容及び届出代理人（第9条に規定する代理人をいう。）との関係について記載すること。

(57) 裁判管轄等

当該外国投資証券に関する訴訟について、管轄権を有する裁判所の名称及び所在地並びに判決の執行手続等を記載すること。

(58) 資産運用会社の名称、資本の額及び事業の内容

資本の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。

(59) 資産運用会社の運用体制

資産運用会社の運用体制について、具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

なお、投資運用の意思決定機構については、特に詳細に記載すること。

(60) 大株主の状況

有価証券届出書提出日の直近日現在における資産運用会社の株主（所有株式数の多い順に5名程度）について、その氏名又は名称、住所並びに所有株式数及び発行済株式数に対する所有株式数の比率を記載すること。

(61) 役員 の 状況

有価証券届出書提出日現在における資産運用会社の役員 の 氏名、役職名、主要略歴及び所有株式数を記載すること。

(62) 事業の内容及び営業の概況

資産運用会社が複数の投資法人に係る資産の運用している場合には、すべての投資法人についてその名称、基本的性格、設立年月日及び有価証券届出書提出日の直近日現在における純資産額（総額及び内国投資証券1単位当たりの額）を記載すること。なお、やむを得ない事情によりすべての投資法人について記載することができない場合は、その旨を記載し、主要な投資法人について記載すること。

(63) 名称、資本の額及び事業の内容

資本の額については、有価証券届出書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。

(64) 関係業務の概要

運営に関する関係業務の内容及び他の業務を兼営している場合はその概要を記載すること。

(65) 資本関係

届出投資法人と他の関係法人との資本関係を記載すること。

(66) 外国投資法人の経理状況

- a 財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査証明を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨記載し、当該監査証明に係る監査報告書（財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第3条に規定する監査報告書をいう。以下この様式において同じ。）又は当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。以下この様式において同じ。）は該当する財務書類の直前に添付すること。
- b 以下の「記載上の注意」により難いやむを得ない事情がありこれらに準ずる方法により記載する場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。
- c 最近2計算期間において決算期及び科目等を変更している場合には、その旨、その理由及びその内容を記載すること。

- d 財務書類は、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 127 条第 5 項本文又は同項ただし書の規定のうちいずれによるものであるかを記載すること。なお、同項本文の規定により財務書類を作成する場合は、第十三号様式及び第十三号の二様式によること。

(67) 貸借対照表

最近 2 計算期間について記載すること。

(68) 損益計算書

- a 最近 2 計算期間について記載すること。  
b 記載金額中、損失金額を表示する場合は、 印を付記すること。

(69) 附属明細表

最近計算期間の附属明細表を示すこと。

(70) 投資株式明細表

- a 投資株式については、発行地又は上場証券取引所等の区分による地域別に区分し、銘柄ごとに銘柄の名称、業種、数量、金額（簿価、時価及びそれぞれの単価）及び投資比率を記載するとともに、業種別の投資比率を記載すること。  
b 非上場証券及び他の外国投資信託証券については、その旨を記載すること。

(71) 株式以外の投資有価証券等明細表

- a 株式以外の有価証券については、発行地又は上場証券取引所等の区分による地域別並びに公社債等の種類別、その他の有価証券の種類別及び有価証券以外の投資運用資産の種類別に区分し、銘柄ごとの銘柄の名称、数量、金額（簿価及び時価）及び投資比率を記載すること。  
b 他の外国投資信託証券についてはその旨、特殊な有価証券についてはその内容を記載すること。

(72) 投資不動産明細表

投資不動産について、所在地による地域別及び賃貸用・それ以外の別に区分し、物件ごとに物件の名称、所在地、用途、面積、構造、用途別、所有・それ以外の別等、価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、販売公表価格その他これらに準じて公正と認められる価格（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率を記載すること。また、当該不動産に関して賃貸借契約を締結した相手方（以下この様式において「テナント」という。）がある場合には、テナントの総数、全賃料収入、全賃貸面積、全賃貸可能面積及び最近 5 年の稼働率（各年同一日における稼働率。以下この様式において同じ。）の推移並びに主要な不動産の物件（一の土地に係る建物・施設であり、その総賃料収入が全賃料収入の 10%以上を占めるもの）ごとのテナントの総数、総賃料収入、総賃貸面積、総賃貸可能面積及び最近 5 年の稼働率の推移並びに主要なテナント（当該テナントへの賃貸面積が全賃貸面積の 10%以上を占めるもの）の概要（テナントの名称・業種、年間賃料、賃貸面積、契約満了日、契約更改の方法、敷金・保証金等賃貸借契約に関して特記すべき事項等）について記載すること。なお、年間賃料等につき、やむを得ない事情により開示できない場合には、その旨を記載すること。

(73) その他資産明細表

- a 投資資産のうちその他の資産について、当該資産の種類ごとに記載すること。  
b 当該資産について取引所で取引されるものについては当該取引所、権利の相手方があるものについては当該権利の相手方の住所又は所在地の区分による地域別に区分し、当該資産ごとに資産の名称、数量、価格（簿価及び時価又は評価額（併せて評価方法等について記載すること。））及び投資比率を記載すること。  
c 投資資産が有価証券又は不動産に係る権利である場合には、当該権利の内容（種類、存続期間等）及び当該権利の目的物の内容（(70)、(71)又は(72)に掲げる事項）を記載すること。  
d 投資資産が c に掲げる権利以外の権利である場合には、c に準じて記載すること。

(74) 借入金明細表

借入先ごとに、最近 2 計算期間の前期末残高、当期増加額、当期減少額、当期末残高、利率、返済期限を記載すること。

(75) 投資法人の現況

有価証券届出書提出日の最近日現在の状況について記載すること。

(76) その他

当該ファンドの目論見書に写真、図面その他特に記載しようとする事項がある場合には、その旨及び目論見

書への記載箇所を記載すること。

(77) 外国投資証券事務の概要

当該外国投資証券に関し、次の事項を記載すること。

- a 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料
- b 投資主名簿又は外国投資法人債権者名簿の閉鎖の時期
- c 投資主又は外国投資法人債権者に対する特典
- d 外国投資証券の譲渡制限の内容
- e その他外国投資証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

(78) 投資信託制度の概要

届出会社の属する国、州等における投資信託制度全般にわたり、投資信託の種類ごとに準拠法、管理・運営の仕組み、株主（受益者等）の権利の差異等その概要について記載すること。

(79) 外国投資証券の様式

当該外国証券の様式及び券面に記載される事項の内容について記載すること。